



平成 29 年 3 月 31 日

【照会先】

栃木労働局雇用環境・均等室

雇用環境・均等室長

吉永 佳代

雇用環境改善・均等推進監理官

高橋 拓

(電話) 028-633-2795

(FAX) 028-637-5998

報道関係者 各位

「平成29年度 栃木労働局行政運営方針」 を策定しました

— 地方創生の実現に向けた働き方改革による雇用環境の整備 —

栃木労働局（局長 白兼 俊貴）は、「平成29年度行政運営方針」を策定しました。

「地方創生の実現に向けた働き方改革による雇用環境の整備」をスローガンとし、栃木労働局の最重点事項を掲げ、地域のニーズを踏まえた効果的・効率的な行政運営に職員一丸となって取り組んでまいります。

また、この行政運営方針につきましては、地域の関係者の皆様に、広く栃木労働局の行政内容をご理解いただくための資料としても位置付け、本方針に沿った取組とあわせて、所管する法制度や施策の内容、それらの取組の成果等について地域の皆様にさらにご理解いただけるよう、積極的な情報発信に努めてまいります。

◎栃木労働局の最重点事項

- 働き方改革の推進
- 働き過ぎ防止に向けた取組の推進
- 正社員転換・待遇改善の推進
- 女性活躍の推進
- 若者、高年齢者、障害者等の活躍推進
- 労働災害防止対策の推進

[添付資料] 平成 29 年度栃木労働局労働行政運営方針のポイント

平成 29 年度栃木労働局労働行政運営方針のポイント

●現状と課題

我が国は、少子化による人口減少、高齢化社会の本格的な到来を迎えている。この流れは、栃木県においても例外ではなく、東京圏への人口流出による社会減などが今後も続くと、人口減少は加速度的に進行することが見込まれる。

人口減少、高齢化社会の到来は、労働力の減少に直結し、経済成長の隘路の根本となるとの指摘があり、これを克服するためには、経済の更なる成長と分配の好循環を形成するため、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」という新三本の矢にしっかり取り組み、「一億総活躍社会」を実現することが求められているところであり、「働き方改革」はその実現のための最大のチャレンジとされている。

栃木労働局は、平成 29 年度の行政運営方針を以下のように定め、栃木県における「働き方改革」の推進をはじめとして、関係機関との連携・協力を図り、総合労働行政機関として広く県民に求められる労働行政を積極的に推進する。

●栃木労働局行政運営の基本方針

【スローガン】

－地方創生の実現に向けた働き方改革による労働環境の整備－

平成 28 年 3 月に採択された「とちぎ公労使協働宣言」において、長時間・過重労働をなくし、正社員転換を促進するなど、雇用環境を改善することにより、県内に働きやすい職場を増やし、女性の活躍を推進する等「しごと」の分野から経済の活性化や「地方創生」に貢献し、さらなる栃木の魅力づくりを行うために、関係者が協力して、オール栃木で取り組むこととしている。そのため、栃木労働局では、以下の項目を最重点事項として取り組む。

【最重点事項】

- ・働き方改革の推進
- ・働き過ぎ防止に向けた取組の推進
- ・正社員転換・待遇改善の推進
- ・女性活躍の推進
- ・若者、高齢者、障害者等の活躍推進
- ・労働災害防止対策の推進

●栃木労働局の重点施策

1 雇用環境・均等担当部署

男女共に働きやすい雇用環境を実現するための「働き方改革」、「女性の活躍推進」等の施策をワンパッケージで効果的に推進する。

また、安心して働くことができる労働環境の整備のためにマタハラ、セクハラ、パワハラ等に関する相談、解決、未然防止を一括して推進する。

【主な取組内容】

- ① 働き方改革を推進します
- ② 職業生活と家庭生活の両立支援対策を推進します
- ③ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策を推進します
- ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の履行確保を図ります
- ⑤ 非正規労働者の正社員転換・待遇改善の取組を推進します
- ⑥ パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策を推進します
- ⑦ 個別労働関係紛争の円滑かつ迅速な解決を図ります
- ⑧ 労働条件の確保・改善対策（周知・啓発）を推進します

2 労働基準担当部署

過労死等の防止、労働基準関係法令に基づく最低限の労働条件の確保に加え、労働条件の向上に向けた総合的な施策を推進する。

【主な取組内容】

- ① 過重労働による健康障害防止に係る監督指導等を実施します
- ② 各種の労働条件の確保対策を推進します
- ③ 働く人々の安全と健康を守ります
- ④ 最低賃金制度の適正な運営を図ります
- ⑤ 迅速・適正な労災補償の実施を一層推進します

3 職業安定担当部署

全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、若者・高齢者・女性の活躍を推進するとともに、就職困難者に対する就労支援の強化を図る。さらに、正社員転換・待遇改善を推進する。

【主な取組内容】

- ① 正社員希望者に対する就職支援に取り組みます
- ② 人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善を支援します
- ③ 地方自治体と連携した雇用対策を推進します
- ④ 女性のライフステージに対応した就職支援をします
- ⑤ 若者の雇用対策を推進します
- ⑥ 高齢者雇用対策を推進します
- ⑦ 障害者雇用対策を推進します
- ⑧ 職業訓練受講者及び修了者に対する就職支援を推進します

栃木労働局行政運営方針の主要事項対照表

平成29年度	平成28年度
<p>【スローガン】 地方創生の実現に向けた働き方改革による労働環境の整備</p> <p>【最重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革の推進 ・働き過ぎ防止に向けた取組の推進 ・正社員転換・待遇改善の推進 ・女性活躍の推進 ・若者、高齢者、障害者等の活躍推進 ・労働災害防止対策の推進 <p>第1 栃木の労働行政を取り巻く情勢</p> <p>第2 平成29年度栃木労働局の重点施策</p> <p>1 総合労働行政機関としての重点施策</p> <p>(1) 労働条件の確保、雇用の安定等を図るための総合的施策の実施</p> <p>(2) 各分野の連携した対策の推進</p> <p>2 雇用環境・均等担当部署の重点施策</p> <p>(1) 働き方改革と女性活躍の推進</p> <p>(2) 安心して働くことができる環境整備の推進</p> <p>3 労働基準担当部署の重点施策</p> <p>(1) 働き過ぎ防止等、「働き方改革」の推進などを通じた良質な労働環境の確保等</p> <p>(2) 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり</p> <p>(3) 労災補償対策の推進</p> <p>(4) 署の窓口サービスの向上、各種権限の公正かつ斉一的な行使</p> <p>(5) 社会保険労務士制度の適切な運営</p> <p>(6) 家内労働対策の推進</p> <p>4 職業安定担当部署の重点施策</p> <p>(1) ハローワークのセーフティーネットとしての機能の強化</p> <p>(2) 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境整備・生産性の向上</p> <p>(3) 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画</p> <p>(4) 民間需給調整システムの適正な機能発揮</p> <p>(5) 職業能力開発関係業務の推進</p> <p>5 労働保険徴収業務の重点施策</p> <p>(1) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進</p> <p>(2) 労働保険料等の適正徴収等</p> <p>(3) 労働保険率（労災保険率、雇用保険率）の周知徹底</p> <p>第3 労働行政の展開に当たっての基本的対応</p> <p>平成29年度栃木労働局最重点事項と各担当部署重点施策等との関係整理チャート</p> <p>平成29年度年間業務計画</p> <p>平成29年度栃木労働局職員研修計画</p> <p>平成29年度広報計画</p>	<p>【スローガン】 地方創生に向けた「全員参加型社会」の実現と、公正・適正で納得して働くことのできる職場環境整備</p> <p>【最重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場における女性活躍推進 ・働き方改革の推進 ・正社員転換・待遇改善の推進 ・若者、高齢者、障害者等の活躍推進 ・過重労働による健康障害防止対策等の推進 ・労働災害防止対策の推進 <p>第1 栃木の労働行政を取り巻く情勢</p> <p>第2 平成28年度栃木労働局の重点施策</p> <p>1 総合労働行政機関としての重点施策</p> <p>(1) 労働条件の確保、雇用の安定等を図るための総合的施策の実施</p> <p>(2) 各分野の連携した対策の推進</p> <p>2 雇用環境・均等担当部署の重点施策</p> <p>(1) 働き方改革の推進</p> <p>(2) 女性の職場における活躍の推進に関する法律の履行確保</p> <p>(3) 総合的ハラスメント対策の一体的実施</p> <p>(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進</p> <p>(5) 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進</p> <p>(6) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進</p> <p>(7) 中小企業等への無期転換ルールの普及と有期特措法の円滑な施行</p> <p>(8) 最低賃金制度の適切な運営</p> <p>(9) 適正な労働条件の整備</p> <p>(10) 個別労働紛争の解決の援助等</p> <p>(11) 福祉分野における人材確保等の総合的な推進</p> <p>3 労働基準担当部署の重点施策</p> <p>(1) 働き方改革の推進</p> <p>(2) 労働条件の確保・改善対策</p> <p>(3) 最低賃金制度の適切な運営</p> <p>(4) 適正な労働条件の整備</p> <p>(5) 労働者の安全と健康確保対策の推進</p> <p>(6) 除染等における労働者の健康障害防止対策</p> <p>(7) 労災補償対策の推進</p> <p>(8) 労働基準監督署の窓口サービスの向上、各種権限の公正かつ斉一的な行使</p> <p>(9) 社会保険労務士制度の適切な運営</p> <p>(10) 家内労働対策の推進</p> <p>4 職業安定担当部署の重点施策</p> <p>(1) 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進</p> <p>(2) 正社員転換・待遇改善</p> <p>(3) 人手不足分野などにおける人材確保等の総合的な推進</p> <p>(4) 地方自治体と一体となった雇用対策の推進</p> <p>(5) 民間を活用した就職支援等</p> <p>(6) 地域雇用対策の推進</p> <p>(7) 若者の雇用対策の推進</p> <p>(8) 高齢者の雇用対策の推進</p> <p>(9) 女性の活躍促進・ひとり親に対する就業支援の</p> <p>(10) 障害者等の活躍推進</p> <p>(11) 職業訓練を活用した就職支援</p> <p>(12) 職業能力開発関係業務の推進</p> <p>(13) 外国人雇用対策の推進</p> <p>(14) 雇用保険制度の安定的運営</p> <p>(15) 特別な配慮が必要な者等に対する雇用対策の推進</p> <p>(16) 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営促進</p> <p>(17) ハローワークサービスの改善・向上と周知</p> <p>(18) 職業安定行政における目標数値の設定</p> <p>5 労働保険徴収業務の重点施策</p> <p>(1) 労働保険料等の適正徴収等</p> <p>(2) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進</p> <p>(3) 労働保険率（労災保険率、雇用保険率）の周知徹底</p> <p>第3 労働行政の展開に当たっての基本的対応</p> <p>平成28年度年間業務計画</p> <p>平成28年度栃木労働局職員研修計画</p> <p>平成28年度広報計画</p>

